

平成28年1月定例教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成28年1月26日(火)

三好市教育委員会1F 中会議室

開会 午後14時00分

閉会 午後15時35分

(2) 出席委員の氏名

委員長	小松 正	委員長職務代理者	谷 敏司
委員	前川 順子	委員	新久保 由美子
教育長	倉本 淳一		

(3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

教育次長	松丸 忠仁
学校教育課長	東口 栄二
生涯学習・スポーツ振興課長	近藤 一樹
文化財課長補佐	加藤 昌子
池田学校給食センター所長	内田 妙子

(4) 傍聴人

▼傍聴人

0名

◆小松委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから平成28年三好市教育委員会1月定例委員会を開催したいと思います。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程の通りでございます。

(5) 議事録署名者の指名

谷 敏司委員

◆小松委員長

初めに議事録署名者を決定いたします。議事録署名者は例月通り、谷委員さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして報告事項に入ります。最初に教育長から諸般の報告をお願いします。

(6) 報告事項

◆倉本教育長

それでは、事業報告をいたします。

まず、12月24日、12月定例教育委員会に引き続いて、総合教育会議を開催いたしました。全教育委員さんにご出席をいただき、市長との意見交換等、有意義な会議であったのではないかと考えております。

また、1月3日の成人式につきましても、全員の方のご出席をいただき、厳粛、かつ盛大に開催でき、大変うれしく思っております。

1月6日は徳島駅伝の閉会式が徳島市であり出席いたしました。ご承知の通り、今年は昨年より一つ順位を上げ、10位という好成績を収め、参加チームの中で唯一の躍進賞をいただきました。

1月7日と8日に市教委の人事ヒアリングを行いました。このヒアリングは、1月15日と18日に実施されました県教委との教職員人事異動1次面接のための、いわば各学校長との事前の打ち合わせで、人事関係の提出書類等の確認などもさせていただきました。

1月15日と18日、いま申し上げました教職員人事異動の1次面接を実施し、学校長から、各学校の教職員異動についての意見や要望等、ヒアリングを実施いたしました。

1月25日、表敬訪問、カッコして阿波学会とありますが、これは県内の各分野の優れた研究者や専門家の皆さんが、各市町村の自然や歴史、文化等、総合学術調査を平成29年から30年の2年間、三好市で行いたいということで、市長への表敬訪問が予定されておりました。しかし、先日来の大雪のため延期となりましたので、削除してください。

つぎに行事予定です。1月27日、第3回三好市教育みらい塾を開催いたします。1月29日、清水展人（ひろと）さんを講師に迎え市民大学講座を開催いたします。2月29日、県教委との人事異動2次面接、2月23日と24日には第3次面接を行う予定です。また、2月25日は議会が開会されることになっております。

なお、2月定例教育委員会は、22日の14時からお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

◆小松委員長

先に2月定例委員会の日程は22日ということですがよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

ただいま教育長の方から報告ございましたが、質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

報告事項は以上で終わります。

(7) 承認事項

◆小松委員長

続いて承認事項に入ります。“平成27年12月定例会議事録の承認について”を議題とします。事前に送っていただいておりますが、変更点等ございませんか。

(議事録修正のため省略)

◆小松委員長

議事録につきましては、以上の変更で承認をお願いします。

(8) 議 案

第 23 号 平成28年三好市議会2月定例会議補正予算について

第 24 号 三好市教職員宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

第 25 号 三好市就学援助費交付規則の制定について

第 26 号 三好市立幼稚園保育料等の徴収条例の一部を改正する条例について

- 第 27 号 大歩危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例の制定について
- 第 28 号 三好市中央図書館条例の一部を改正する条例について
- 第 29 号 三好市井川ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例について

◆小松委員長

続きまして、議案審議に入ります。

議案第 23 号“平成 28 年三好市議会 2 月定例会議補正予算について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

4 ページをお願いします。議案第 23 号“平成 28 年三好市議会 2 月定例会議補正予算について”でございます。5 点につきまして、平成 27 年度の補正予算を提案する予定でございますので、ご承認いただくよう、よろしくをお願いします。補正内容ですが、1 つ目、学校教育課、9 款 1 項教育総務費 2 目事務局費 3 節職員手当等時間外勤務手当で 30 万円補正いたします。理由としましては、給食センターの開設準備のために職員等が残業したり、新設の給食センターへ行って作業をする場合があります。そして 3 月に文部科学省関係の会計検査の予定がありますので 30 万円の補正を組ませていただきました。2 つ目、生涯学習・スポーツ振興課、9 款 6 項保健体育費 1 目保健体育総務費 3 節職員手当等時間外勤務で 297,000 円補正いたします。理由として、駅伝や成人式等で職員等が時間外で出勤していますので、それに対応するものです。3、4、5 つ目は給食に関する補正です。昨年 12 月 21 日の異物混入があった際に、給食の米飯を出さなかったためにパン等で対応した分、そして、12 月 21 日の給食費を徴収しないことに教育委員会で決めましたので、合計 40 万円を一般会計より繰出金として計上させていただきます。そして、給食事業特別会計の方で一般会計からの繰入金ということで 40 万円、パン等で対応した分について 40 万円を材料費に歳出として予算計上しております。以上補正予算案について説明を終わります。よろしくをお願いします。

◆小松委員長

ただいまの説明に関して質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

本案は原案どおり決定という事でよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 23 号“平成 28 年三好市議会 2 月定例会議補正予算について”は原案どおり決定されました。

続きまして、議案第 24 号“三好市教職員宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

5 ページをお願いします。議案第 24 号“三好市教職員宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について”でございます。これにつきましては、教職員宿舍の使用料の改定の改正でございます。左が改定前、右が改定後という事で名称や番地の変更点はございませんが、6 ページの改定前“東祖谷中学校教職員住宅”を“東祖谷小中学校教職員住宅”という文言に変更します。6 ページから 7 ページにかけて山城町教職員宿舍が A 棟、B 棟それぞれ 1 階 8 号とありますが、A 棟、B 棟でまとめまして、料金 9,600 円を使用料 9,200 円に減額の改正をしています。7 ページ (3)“栃之瀬教職員住宅・第 2 栃之瀬教職員住宅”とまとめていたのを“栃之瀬教職員住宅”と“第 2 栃之瀬教職員住宅”の 2 つの項目に分けました。また、(2) から備考に建設年度が入っていますので、東祖谷地区にも備考として建設年度を加えております。8 ページの (4) 第 2 一字教職員住宅の使用料を大きく変

更してあります。使用料が 18,000 円だったのを 7,400 円に減額しております。教職員住宅につきましては、合併当時という事で旧町村時代の使用料がそのままでした。年数も書いておりますので、今回、県の官舎の管理規則で築年数、部屋の平米数で料金を決定しているのを準用させていただきまして、それぞれ建築数と平米数で教職員住宅についても料金の改定を条例改正で提案させていただいております。よろしく申し上げます。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆倉本教育長

三野町教職員住宅だけ建設年度の備考がありませんが、備考を追加した方がいいのではないのでしょうか。

◆東口課長

三野町は太刀野山と東谷の教職員住宅と ALT 用にあります。教職員住宅と ALT の住宅とで建設年度が少し違ってきます。しかし使用料は同じです。

◆谷委員

一番の改定の理由は住まれる先生に不公平感があるからという事ですね。

◆東口課長

そうです。部屋の広さ年数に比べてというところですね。西祖谷地区では西祖谷の改定前の 18,000 円という料金はおそらく教職員住宅の近くに市営の住宅があります。市営住宅も可にした上の料金だったと思います。ただ、三好市全体の教職員住宅で比較すれば高額だったので見直しをしました。

◆谷委員

今度、三野町教職員住宅の使用料が高いことに不公平感が出ませんか。

◆東口課長

三野町はこれの中で一番新しい教職員住宅です。西祖谷と同じ料金計算をしてもあまり変わりはないと思います。

◆東口課長

それでは、別表第 2（第 5 条関係）の（1）三野町教職員住宅に備考欄を設けると、（2）上名小学校教職員宿舎の表を簡潔に表現するという形に設定いたします。

◆小松委員長

他にありませんか。

部屋の設備はそろっているのですか。

◆東口課長

特に西祖谷教職員住宅については今年度エアコンを設置いたしました。

◆小松委員長

実際に使用している教職員住宅はエアコンなどは設置しているのですか。

◆東口課長

設置されていない学校もありますが、前に設置していた方がそのまま置いていかれて移動されるパターンが多いです。西祖谷については設置されていなかったもので予算を計上して設置しました。

◆小松委員長

他にございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

それでは、先ほど変更点がありましたが、内容的には同じですので、原案どおり決定でよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 24 号“三好市教職員宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について”は原案どおり決定することになりました。

続きまして、議案第 25 号“三好市就学援助費交付規則の制定について”を議題とします。関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

9 ページをお願いします。議案第 25 号“三好市就学援助費交付規則の制定について”でございます。これにつきましては、以前「三好市就学援助費交付要綱」という要綱を設けておりましたが、法律に基づいて制定していますので、規則の方がいいのではないかと今回新たに制定いたしますので、要綱については削除したいと思います。中身についてですが、要綱が基礎となりますが何点か変更がございますのでご説明させていただきます。9 ページの第 2 条（交付の対象者）ということで、これまで三好市立の小学校又は中学校に在学する児童という事でした。そうすると三好市外で住所登録している子どもたちについても三好市で支給しており、反対に三好市に住所を有しながら三好市外の学校に通っている子どもたちについては三好市では支給していないという状況でしたので、今回第 2 条で“三好市内に住所を有し、かつ、三好市立小学校又は中学校に在学する児童生徒”という文言があり、2 として、“前項の規定にかかわらず、三好市内に住所を有し三好市以外の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者のうち、他の地方公共団体から就学援助を受けない場合で、教育委員会が交付を認めた者とする。”3 として、“前 2 項の規定にかかわらず、他の地方公共団体に住所を有し、三好市立小学校又は中学校の在学する児童生徒の保護者のうち、他の地方公共団体から就学援助を受けない場合で、教育委員会が交付を認めた者とする。”というふうないろいろな形があると思いますのでこれについて規則の中に盛り込ませていただきました。続いて、10 ページをお願いします。第 3 条（援助費の種類）の 3 項で“第 2 条第 2 項及び第 3 校の保護者に対しては、第 1 項 2 号以外に掲げる者については、これを交付することができる。”ということで、第 1 項 2 号は通学費のことをいいます。通学費以外については“すべてできる”という事ではなく、“することができる”という文言を入れております。第 4 条の 2 項ですが、“援助認定佐表のために申請者及びその世帯員にかかる課税資料等の閲覧を三好市教育長に対して承諾するものとする。”という文言を入れてあります。第 5 条（認定）の条件についてはそれぞれ地方税法、国民年金法、国民健康保険法ということでこれまで規則には細かい部分までありませんでしたので、掲載させていただいています。大きい変更点については以上のような内容になっています。よろしくをお願いします。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが質疑等ございませんか。

◆東口課長

認定基準についてはこれまでどおり生活保護の方で決めている、基本的な生活費で 1.3 未満なら認定、1.3 から 1.5 は 2 年間の経過措置ということは変わりません。

◆小松委員長

要綱から規則にするという事でしたが、そうすることによって何か変わることはありますか。

◆東口課長

本来規則というのは何かの法律に基づいたうえで置くもので、要綱は規則の中の細かいことを決める時に置いていることが多かったのですが、今回の場合は“学校教育法に基づき”という大前提がありますので、法律によって置くものであるという事で規則の方がいいのではないかとこの事で教育委員会事務局内で協議して規則としました。

◆倉本教育長

他の市町村から通学してきて、三好市で認定することができるようになったという事ですが、課税証明や所得証明のような資料は他町村に照会できるのですか。

◆東口課長

三好市外に住所を有している人については申し訳ないですが、住まわれているところで課税証明等

をいただいてもらうようになります。

◆前川委員

現在、他市町村から三好市で学んでいる子どもはいるのですか。

◆東口課長

東みよし町に住所を有している子どもたちが何人か三好市に通っています。特に三野中学校や井川中学校は部活の関係で来ている生徒もいます。たまに途中で東みよし町に引っ越しをするけど学校は卒業するまで三好市の現在通っている学校へ行きたいとか、反対のパターンもあります。

◆小松委員長

他にございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

原案どおり決定でよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 25 号“三好市就学援助費交付規則の制定について”は原案どおり決定といたします。

続きまして、議案第 26 号“三好市立幼稚園保育料等の徴収条例の一部を改正する条例について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

13 ページをお願いします。議案第 26 号“三好市立幼稚園保育料等の徴収条例の一部を改正する条例について”でございませぬ。この三好市立幼稚園保育料については平成 27 年度当初から子ども・子育て支援新制度に基づきまして、新たに料金設定をして昨年条例の改正をしました。この度、国の方より多子世帯に係る保育料の負担軽減という事で、これまでは左の改正前にあるように制限がありました。平成 28 年度から制限を撤廃するという形で国の方針を決めまして、多子世帯に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降無償化を完全実施ということになりましたので、改正前の 4 条、5 条にある第 2 子、第 3 子についての文章は新しく改正後の“兄弟姉妹が 2 人以上いる世帯で、”国に準じて三好市の幼稚園保育料についても今回改正するという事になっています。よろしくお願ひします。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆新久保委員

今、保育料はいくらですか。

◆東口課長

年間 5 万円です。そこから生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税世帯、市民税所得割課税世帯の 4 段階に分かれています。平成 26 年までは月額 5 千円で 8 月を除く 11 か月分で 55,000 円でした。しかし平成 27 年度の子ども・子育て新制度に基づいて改正したものについて、通常の保育料は 5 万円、午後保育料は 10 万円、長期休業中の預り保育は 3 万円、すべて合わせた人で年額 18 万円です。これは平成 26 年度と変わりありません。ちなみに現在は 18 歳未満ということで年齢制限しています。18 歳未満の子どもがいる多子世帯で第 2 子半額、第 3 子無料としています。今回年齢制限を撤廃しても該当する人は少なかったです。

◆小松委員長

他にございませんか

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

それでは、原案どおり決定という事でよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 26 号“三好市立幼稚園保育料等の徴収条例の一部を改正する条例について”は原案どおり決定されました。

続いて議案第 27 号“大歩危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例の制定について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆加藤課長補佐

議案第 27 号“大歩危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例の制定について”の説明をさせていただきます。大歩危・小歩危の学術総合調査を行うために設置いたしました。この条例の制定により 5 人の委員さんを置くことになりました。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆小松委員長

今大歩危は天然記念物と名勝地になりましたが、大歩危の面積を広げる話と小歩危も一緒という話があったと思いますが、小歩危は最初から名勝地としてということですか。

◆松丸次長

小歩危も大歩危と同じように天然記念物と名勝地でございます。先ほど委員長がおっしゃったように大歩危の対象エリアを広げて、かつ小歩危まで広げて全エリアを名勝地として指定していただくように調査をいたします。

◆谷委員

今天然記念物に指定されている範囲があると思います。それとは別で、名勝地として今指定されている範囲を広げようという調査という事ですよ。

◆松丸次長

はい。

◆小松委員長

この文章をみたら、あくまでも名勝地を特定するための総合調査という事ですが、それ以外に学術調査を行う必要があるという場所は含めないのですか。例えば、天然記念物に指定するところと名勝地が同じという事でこのような表現になっているのかということですが。

◆松丸次長

今回ターゲットが大歩危小歩危しかないので、特定しています。

◆小松委員長

たとえば、大歩危小歩危なら天然記念物や学術的なものだったらこの範囲がいける、名勝としてだったら半分までしか、かからない、残りの半分の学術的な調査をしないという事なのですか。

◆松丸次長

対象を調査してここが天然記念物、名勝地として認められる可能性があるので調査をします。大歩危小歩危と絞り込んでいるのはそれ以外の所は調査は行いません。

◆小松委員長

委員は市内の人に限定は出来ませんよね。当然徳島県全体、場合によっては文化庁からですよ。

◆加藤課長補佐

委員は、学識経験を有する者として、大学教授をはじめとする有識者 4 名と地元郷土史会の方 1 名の計 5 名にお願いする予定です。

◆小松委員長

対象の人は大歩危の時と同じような人ですか。

◆加藤課長補佐

地質鉱物の専門の教授と名勝の専門の教授などの有識者の方々でございます。

◆小松委員長

いかがでしょうか。何かありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

原案どおり決定という事でよろしいですか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 27 号“大歩危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例の制定について”は原案どおり決定されました。

続いて、議案第 28 号“三好市中央図書館条例の一部を改正する条例について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆近藤課長

18 ページをお願いします。議案第 28 号“三好市中央図書館条例の一部を改正する条例について”でございます。ふるさと交流センター内にある井川図書館が指定管理者制度により運営をされておりましたが、昨年 4 月 1 日より三好市図書館運営協議会に業務委託をして、運営をしていただくことになりました。井川図書館に関しては、ふるさと交流センターの条例に規定していた関係で今回「三好市中央図書館条例」に一本化するという事で提案させていただきました。改正前は“三好市中央図書館条例”となっていました。改正後は“三好市図書館条例”と変更いたしました。第 1 条の“三好市中央図書館（以下「図書館」という。）の設置”とありますが、“三好市図書館（以下「図書館」という。）及び分館の設置”を加えました。第 2 条も同じように、“図書館及び分館”をおいています。三好市中央図書館、井川図書館、またそれぞれ、三野、山城、東西祖谷に関しては図書室がございます。第 4 条も“分館”という文言を加えさせていただいております。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がございました。何か質疑等ございませんか。

◆新久保委員

中央図書館の分館になるという事ですか。

◆近藤課長

中央図書館は図書館としておいておきます。三好市図書館の分館という形で三野、山城、東西祖谷は図書室となっています。井川は図書館という事で設置しております。

◆前川委員

呼び方は三野図書室、山城図書室ですが中身は分館という事ですか。

◆近藤課長

図書館の分館という形です。なぜ分館にしたかというのと東祖谷の図書館条例に“図書館”というのがありまして、図書館の次に分館を置くという項目があり、図書館にある分館という形で図書室を設置しているのも設置条例上、図書館の分館としておく方がいいのではないかと。三好市図書館の分館で、三野、山城、東西祖谷には図書室がある、井川には図書館、そして三好市中央図書館があるというかたちにいたしました。わかりにくいですが、あくまでも三好市図書館の中の分館という事です。

◆小松委員長

三好市中央図書館も分館になりますか。

◆近藤課長

三好市中央図書館は中央図書館です。

◆松丸次長

分館の位置づけにあるところが三野、山城、東西祖谷になります。

◆前川委員

これだったら、どれが図書館で、どれが分館かわかりにくいと思います。

◆倉本教育長

分館を図書室としてはいけないのですか。

◆近藤課長

図書室がどの程度のものなのか図書館法にありません。

◆倉本教育長

先ほど言ったように表を分けたほうがわかりやすいかもしれません。しかし、分館というふうにわけてしまうと、公民館の分館と混同する恐れもあります。

◆新久保委員

山城は今まで公民館ができて、山城図書室が出来ましたよね。

◆近藤課長

あれは、公民館の方が図書室を見ているという形になっています。

◆新久保委員

それが今度分館となるということですね。

◆小松委員長

たとえば、三野、山城、東西祖谷と図書室がありますよね。これを分館としたら中央図書館の分館なのか、井川図書館の分館なのかという事になると思います。

◆松丸次長

中央図書館の分館になると思います。

◆小松委員長

しかし、中央図書館と井川図書館とは同じ図書館という事で区別がつけられていません。

◆倉本教育長

分館のあとにかっこで図書室と入れることはできないのでしょうか。図書室を分館というという記載がないのでどこがどれに当てはまるのかわかりにくいと思います。

◆小松委員長

図書室は独立しているのですか。先ほど山城公民館の中に図書室があると言っていましたが。中央図書館の分館としてはっきりとした組織的なものになっているのですか。場所は別として組織やいろいろな面で公民館の下の組織というふうになるのですか。

◆近藤課長

組織として確立していると言えば確立しています。

◆松丸次長

今のご指摘で第 1 条の及び分館の後ろに“(以下「図書室」という。)”としていただいて、それ以下は“分館”という言葉で“図書室”に変えさせていただきます。また、もし変更がある場合は連絡させていただきます。

◆谷委員

改正後の附則は平成 18 年 3 月 1 日もそのまま残して 2 つ並べておくようになるのですか。それとも平成 28 年 4 月 1 日だけですか。

◆松丸次長

2 つ並べるようになります。

◆小松委員長

他にありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

それでは、本条例については先ほどの及び分館の所の表現を明確にしていくという修正でよろしくをお願いします。

本議案については以上の修正で承認という事でよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 28 号“三好市中央図書館条例の一部を改正する条例について”は修正をお願いします。

続いて議案第 29 号“三好市井川ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆近藤課長

20 ページをお願いします。議案第 29 号“三好市井川ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例について”でございます。先ほど申しましたように図書館の条文が無くなった関係で第 5 条を削除いたしました。第 5 条（登録）で“交流センターを利用するもので、三好市内に居住する者又は三好市内に通勤通学する者を除く市外利用者は、あらかじめ市長に交流センター利用登録をしなければならない。”とありますが、あくまでも井川交流センターの図書館を利用するときだけの規定でございますので、削除いたしました。第 9 条別表（第 7 条関係）ですが、交流センターの使用料を時間単位の料金に変更いたしました。また、“2 階中会議室”とありましたが、ここは図書室のあるところの奥の会議室です。どうしても夜間使用する場合は職員が開け閉めしているのですが、防犯上、図書、DVD がある関係で今図書室を利用する方の勉強室として変更したいという事で、勉強室に変更いたしました。会議室が一つ減りますが、1 階に以前事業部の職員がおった部屋が空きますので、1 階会議室として利用するという形に変更いたしました。以上よろしくをお願いします。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありました。質疑等ございませんか。

◆倉本教育長

この 1 階会議室は何人くらい入れるのですか。

◆近藤課長

15 人程度入れます。

◆小松委員長

他にございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

本案について原案どおり決定という事でよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 29 号“三好市井川ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例について”は原案どおり決定されました。

本日の議案については以上ですが、よろしいでしょうか。

◆東口課長

申し遅れましたが、議案第 25 号“三好市就学援助費交付規則の制定について”の附則ですが、本日承認いただけたら平成 28 年 2 月 1 日から施行するようになります。交付規則については 2 月から施行したいと思います。今まで、4、5 月で学校から申請をいただいて、6 月の委員会にかけて、認定

いただき、遑って4月から発生している給食費等はすべて保護者が立て替えていた分を払うようになっていましたが、今回2月に施行しまして、3月に学校から申請をいただき、3月の委員会で認定を掛けまして、4月から支給できるような形にしたいと思っております。

◆小松委員長

他にありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

これで、1月定例会議を終わります。お疲れさまでした。